

ひき船使用料

1. 重量ト2万5千ト以上の油槽船の作業に使用する場合

単 位		外航船舶	内航船舶
重量ト 3万5千ト未満の船舶	1回につき	299,500円	329,450円
重量ト 3万5千ト以上5万ト未満の船舶	1回につき	391,300円	430,430円
重量ト 5万ト以上 15万ト未満の船舶	1回につき	490,700円	539,770円
重量ト15万ト以上の船舶	1回につき	574,200円	631,620円

2. 重量ト2万5千ト未満の油槽船及びその他の船舶の作業に使用する場合

(1) 基本料金

イ 使用時間が1時間以内の場合

単 位	外 航 船 舶			内 航 船 舶		
	執 務 時間内	執 務 時間外	深 夜	執 務 時間内	執 務 時間外	深 夜
重量ト5千ト未満の船舶	59,000円	88,500円	118,000円	64,900円	97,350円	129,800円
重量ト5千ト以上 1万2千ト未満の船舶	73,600円	110,400円	147,200円	80,960円	121,440円	161,920円
重量ト1万2千ト以上 1万8千ト未満の船舶	91,500円	137,250円	183,000円	100,650円	150,975円	201,300円
重量ト1万8千ト以上 2万5千ト未満の船舶	106,500円	159,750円	213,000円	117,150円	175,725円	234,300円
重量ト2万5千ト以上の船 舶	121,700円	182,550円	243,400円	133,870円	200,805円	267,740円

ロ 使用時間が1時間を超える場合

使用時間が1時間を超える場合には、その超える時間30分までごとに上記の金額の5割を加算する。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月31日）に使用する場合に当たっては、執務時間内であっても執務時間外料金と同額とする。

(2) 割増料金

故障船舶のけい離作業及び船舶のけい離作業以外の作業並びに港湾区域外における作業に使用する場合は、それぞれ上記の基本料金にその5割を加算する。

3. 使用取消しの場合（ひき船の出動後取消しのあつたとき）

区 分	外 航 船 舶	内 航 船 舶
シーバースの場合	70,200円	77,220円
そ の 他	35,300円	38,830円